

## 「保育提供体制の確保のための実施計画」及び 就学前教育・保育施設整備交付金に係る「整備計画」の承認について

### 1 経緯

今般、こども家庭庁より自治体向け説明会が開催され、国の財政支援を受けようとする自治体は、「保育提供体制の確保のための実施計画」及び就学前教育・保育施設整備交付金に係る「整備計画」について、地方版子ども・子育て会議等での承認を受ける必要がある旨が示されたため、子ども・若者審議会に承認を求めるものである（\*）。

\*）根拠となる関係通知等

保育提供体制の確保のための財政支援に関する実施方針

令和 8 年 2 月 5 日付こ成事第 63 号「令和 8 年度における就学前教育・保育施設整備交付金に係る協議等について」

### 2 「保育提供体制の確保のための実施計画」

市区町村は、保育需要と提供体制の「見える化」を図ることを目的とした「保育提供体制の確保のための実施計画」を作成し、国に提出することとなっており、この計画の採択を受けることで、「保育提供体制の確保のための財政支援」（\*）が行われる。【資料 2 - 2】、【資料 2 - 3】を参照）】

\*）「保育士宿舍借り上げ支援事業」、「都市部における保育所等への賃借料支援事業」、「利用者支援事業」など

### 3 就学前教育・保育施設整備交付金に係る「整備計画」

市区町村は、就学前教育・保育施設整備交付金（\*）の国庫補助を受けようとする場合は、各年度における市区町村の施設整備計画に基づく施設整備事業として、協議案件（整備計画）を国に提出することとなっている。【資料 2 - 4】を参照）】

\*）保育所等の保育の提供体制確保に向けて、保育所等の新設、修理、改造又は整備に要する経費等を補助することにより、子どもを安心して育てることができる環境を整備することを目的とする交付金